沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（相続等があつた場合における前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の計算方法）

第十六条の二　相続その他の理由により法第八十条第一項第一号の指定を受けた製造場における酒類の製造に係る営業の全部又は一部の承継があり、当該承継につき令第七十二条第八項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により同号の指定を受けた者とみなされた者に係る同条第一項第十号イに規定する前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の計算については、当該承継前に当該承継に係る当該製造場から移出された同号イに規定する単式蒸留焼酎は、その者が移出したものとみなす。

別紙様式第一裏面中

「

（写　　真）

1　写真は、受講申請前3か月以内に撮影した脱帽、正面向、半身像、名刺型（縦4.2cm、横5.5cm）のもので背景が無地のものをはつてください。

2　受講時眼鏡を使用する方は、眼鏡を着用し撮影してください。

3　写真は、裏面に住所氏名を記入したうえで、全面にのりづけしてください。

」

を

「

（写　　真）

1　写真は、受講申請前6か月以内に撮影した縦45mm×横35mmの大きさのものを貼つてください。

2　写真は、裏面に住所氏名を記入した上で、全面にのり付けしてください。

」

に改める。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○財務省令第二十七号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第二項各号（同法第四条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第六条の二第一項及び第三項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項第一号並びに第十二条の二第二項及び第八項の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　財務大臣　鈴木　俊一

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）」を削る。

第十一条第二項中「第七項に」を「第七項第三号に」に、「及び第七項から第九項まで」を「、第六項及び第七項」に、「同条第五項及び第七項」を「同条第四項及び第六項」に改め、同条第五項中「、磁気テープ」を削る。

第十五条第一項中「同条第一項本文」の下に「又は第三項前段」を加え、「当該者」を「その者」に改め、同条第二項中「の財産」を「及び第三項の財産」に改め、同条第四項中「第六条の二第一項」の下に「又は第三項」を加える。

別表第一の備考三中「第六条の二第二項」を「第六条の二第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定、第十五条の改正規定及び別表第一の備考三の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「掲げる書類（」とあるのは、「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳（」とする。

○財務省令第二十八号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第三項前段の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　財務大臣　鈴木　俊一

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号ロ中「一般財団法人日本データ通信協会」を「総務大臣」に、「業務に」を「時刻認証業務（電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）に」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（次項において「新令」という。）第二条第六項（第二号ロに係る部分に限る。）及び第四条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に保存が行われる電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第三項に規定する国税関係書類（以下「国税関係書類」という。）又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用し、施行日前に保存が行われた国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、なお従前の例による。

2　施行日から令和五年七月二十九日までの間に国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存が行われる場合における新令第二条第六項の規定の適用については、同項第二号ロ中「業務をいう。）」とあるのは、「業務をいう。）又は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務」とする。